



各 位

平成 28 年 8 月 30 日

会 社 名 三菱自動車工業株式会社
代表者名 取締役会長兼取締役社長 CEO 益子 修
コード番号 7211 東証第 1 部
問合せ先 専務執行役員 経営企画本部長
黒井義博
(T e l . 0 3 - 6 8 5 2 - 4 2 0 6)

現行販売車 9 車種についての新燃費値申請とお客様への損害賠償について

当社製車両の燃費試験における不正行為に関し、お客様はじめ多数の皆様にご迷惑・ご心配をお掛けしておりますこと、深くお詫び申し上げます。

当社は、現行販売車 9 車種についての新燃費値申請とお客様への損害賠償について、本日別添のとおりプレスリリース致しましたので、お知らせいたします。

なお、本件に伴い、平成 29 年 3 月期決算において、特別損失として約 70 億円を追加計上する見込みですが、業績見通しにつきましては、現時点において前回公表見通しからの変更は行いません。

以 上

2016年8月30日
三菱自動車工業株式会社

現行販売車9車種についての新燃費値申請とお客様への損害賠償について

当社製車両の燃費試験における不正行為に関し、お客様はじめ多数の皆様にご迷惑・ご心配をお掛けしておりますこと、深くお詫び申し上げます。

当社が現在生産・販売を行っている車両の内、現行販売車9車種(『アウトランダーPHEV』、『アウトランダー(ガソリン車)』、『ミラージュ』、『デリカD:5』、『パジェロ』、『RVR』、『i-MiEV』、『ミニキャブ・ミーブバン』、『ミニキャブ・ミーブトラック』)について、「排出ガス・燃費試験」において不正が行われていたことを、5月18日に公表いたしました。

その後、現行販売車9車種の燃費値について、国土交通省による確認試験が行われ、本日、結果の示達がありました。これを受け当社は、届出燃費値を下回った車種・類別について、新燃費値を国土交通省へ申請いたしました。

当社はこれまで、届出燃費値について、検証のため行った社内試験の結果と大きな乖離がないため変更は必要ないとして説明してきました。しかし、本日の示達に際し国土交通省より、社内試験の走行抵抗の算出方法が不正であるとしてご指摘を受けました。当社としては、これを真摯に受け止め、新燃費値を申請することといたしました。

該当する車種・類別にお乗りのお客様に対しては、燃料代の差額と自動車関連諸税の増額分について損害賠償金をお支払いさせていただきます。エコカー減税の減税率が下り、納付済の税額が増加する場合は、お客様にはご負担をおかけしないよう、当社が責任を持って負担いたします。(※詳細は別リリースご参照)。また、諸準備が整う迄の間、販売を一時停止いたします。

なお、今回の現行販売車9車種より過去に販売した車種については、届出燃費値の改ざんが判明した車種についてのみ、一時金をお支払いしております。新車状態での正しい燃費測定が事実上不可能であるため、今後、関係各省庁ともご相談し、誠実に対応を検討いたします。

本件対応により、お客様はじめ多数の皆様にご迷惑をお掛けすることとなりますが、何卒ご理解・ご協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

現行販売車種の一部年式・型式の新燃費値の申請に伴う損害賠償の詳細について

当社の燃費不正問題に関しまして、お客様やお取引先様をはじめ多数の皆様へ、多大なるご迷惑・ご心配をお掛けしておりますこと、改めて深くお詫び申し上げます。

今般、現行販売車9車種（『アウトランダーPHEV』、『アウトランダー（ガソリン車）』、『ミラージュ』、『デリカD:5』、『パジェロ』、『RVR』、『i-MiEV』、『ミニキャブ・ミーブバン』、『ミニキャブ・ミーブトラック』）について、国土交通省による確認試験結果の示達を踏まえ、届出燃費値を下回った車種につき、新燃費値を申請しました。

新燃費値を申請した車種・類別にお乗りのお客様へは、今回の不正行為に関わる経済的損失に対する損害賠償として、正しい燃費値への修正に伴い発生する燃料代の差額、並びにエコカー減税率等の変更により、将来お客様負担となる税額の増加分によるお客様の負担増をカバーするため、以下の通り、損害賠償金をお支払いすることを決定しました。

また、今回の新燃費値申請により、納付済みの自動車取得税、自動車重量税、自動車税[グリーン化特例（軽課）対象分]に納付不足額が生じる場合がありますが、この不足額については、お客様にはご負担をお掛けしないよう当社が責任を持って負担いたします。

1. お客様への損害賠償の内容

(1) 対象車種と1台あたりの賠償金額

車種名	発売日	賠償金	対象台数(台)
RVR	2014年4月25日	10万円	4,035
デリカD:5	2WD ガソリン車	6万円	11,139
	4WD ガソリン車		9,120
	4WD クリーンディーゼル車		31,817
ミラージュ	2016年1月14日		4,633
パジェロ（ガソリン車）	2012年10月10日		1,371
アウトランダーPHEV	2015年7月9日	3万円	12,101
i-MiEV（Xグレード）	2013年11月14日		1,228
ミニキャブ・ミーブトラック	2013年1月17日		1,030
			計 76,474

<対象外>

- ・アウトランダー（ガソリン車）
- ・パジェロ（ディーゼル車）
- ・i-MiEV（Mグレード）
- ・ミニキャブ・ミーブバン

(2) 対象となるお客様

- ・2016年8月31日迄にご使用いただいていたお客様（自動車検査証記載の使用者様）
- ・お支払いの具体的な手続きについては、ダイレクトメールや当社ホームページ等にてご案内させていただきます。

(3)お支払い金額の考え方

- ・新燃費申請値と旧届出燃費値との差による燃料代の差額
- ・今後の車検時等に想定される自動車関連諸税の増額分

※6月17日に公表した「登録車5車種の一部年式・型式の改ざんの不正」対象である『RVR』、『パジェロ』については、これまでの一時金3万円から、今回の賠償金のお支払いに切り替えます。

※過去保有のお客様（使用者様）は、使用年数毎に賠償を行います。

「賠償金÷10年×使用年数」で算出。

※10年より短い契約期間のリースおよび残価設定型クレジットのお客様は、賠償金÷10年×契約年数の賠償を行います。ただし、現契約終了時に、買取をいただいた場合は、残額をお支払いします。

以 上